

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

1 国民健康保険料の見直しについて

(1) 改正理由

本市の国民健康保険料収納率の向上や、令和4年度から始まる団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等に伴う県の医療費推計の減少に起因した事業費納付金の減少等を踏まえ、保険料収入等歳入と保険事業費等歳出の収支バランスを勘案し、保険料率の見直しを行うことに伴って改正するもの。

(2) 改正内容

ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（第12条関係）

保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	7.60%	29,000 円	22,800 円
改正(案)	7.60%	<u>27,500 円</u>	<u>21,300 円</u>
差	なし	-1,500 円	-1,500 円

イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第21条関係）

保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	3.10%	11,200 円	8,400 円
改正(案)	<u>2.70%</u>	<u>9,700 円</u>	<u>6,900 円</u>
差	-0.4%	-1,500 円	-1,500 円

ウ 介護納付金賦課額の保険料率（第30条関係）

保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	3.10%	14,400 円	7,800 円
改正(案)	<u>2.70%</u>	<u>12,400 円</u>	<u>5,800 円</u>
差	-0.4%	-2,000 円	-2,000 円

(3) 施行期日

令和4年4月1日

(4) 見直し後の保険料モデル

世帯イメージ	単身世帯		2人世帯		4人世帯	
	40歳世帯主 (介護保険第2号被保険者1人)		40歳世帯主, 15歳子 (介護保険第2号被保険者1人)		40歳世帯主, 40歳妻, 15歳子, 10歳子 (介護保険第2号被保険者2人)	
世帯主の所得設定	100万円		200万円		300万円	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
医療分	95,100	<u>92,100</u>	200,100	<u>195,600</u>	334,100	<u>326,600</u>
高齢支援分	37,200	<u>31,900</u>	79,400	<u>68,600</u>	132,800	<u>115,000</u>
介護分	39,800	<u>33,500</u>	70,800	<u>60,500</u>	116,200	<u>99,900</u>
合計	172,100	<u>157,500</u>	350,300	<u>324,700</u>	583,100	<u>541,500</u>
差	-14,600		-25,600		-41,600	

※ 介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）は、介護分が加算。

※ 所得設定は、所得調整控除後のものとし、所得割の計算に当たっては基礎控除の43万円を引くものとする。世帯主のみが所得があるものとして計算。

2 未就学児に係る国民健康保険料被保険者均等割額の減額措置の導入について

(1) 改正理由

本市の国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定しており、その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）を講じているが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険法施行令に未就学児の均等割保険料の軽減が規定されたことに伴って改正するもの。

(2) 改正内容

- ・対象は、全世帯の未就学児。
- ・当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
- ・国・地方の負担割合 国 1／2，県 1／4，市 1／4

(3) 施行期日

令和4年4月1日

(4) 見直し後の保険料

7割軽減世帯の場合、応益保険料の軽減措置後の未就学児に係る保険料に対して、その5割が公費により軽減されるため、併せて8.5割が軽減される。（5割及び2割軽減世帯も同様。）また、従来応益保険料の軽減措置がされていない世帯

の未就学児に係る保険料に対しても、その5割が公費により軽減される。

3 賦課限度額の見直しについて

(1) 改正理由

「令和4年度税制改正大綱」において、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため、賦課限度額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴って改正するもの。

(2) 改正内容

現在の賦課限度額は、基礎賦課分63万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分17万円であるが、基礎賦課分を2万円引き上げ、65万円とし、後期高齢者支援金分を1万円引き上げ、20万円とする。(介護納付金分については据え置き。)

賦課限度額	基礎賦課分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合 計
現 行	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円
改正(案)	<u>65 万円</u>	<u>20 万円</u>	17 万円	<u>102 万円</u>

(3) 施行期日

令和4年4月1日